

## 【建設現場における遠隔臨場に関する特記仕様書（記載例）】

## 第1条 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。

なお、遠隔臨場は、『建設現場における遠隔臨場の実施方針（兵庫県 土木部）』の内容に従い実施する。

## 第2条 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場条件（通信障害、悪天候等）により遠隔臨場の適応性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

受注者は適用する工種、確認項目に関する協議資料作成にあたり、『建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）（国土交通省 大臣官房技術調査課）』別表1～3を参考とする。

## 第3条 実施内容

## (1) 段階確認・材料確認、立会での確認

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声 Web会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものである。

## (2) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督員等と協議し決定するものとする。

## (3) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

## (4) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督員等の指示による。

## (5) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、変更契約により技術管理費に積上げ計上する。

なお、詳細については、最新の「建設現場における遠隔臨場の実施方針（兵庫県 土木部）」を参照とすること。

## (6) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者等の不正行為等に関する監督処分の基準（兵庫県ホームページ）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。